

# 和歌山暮らしの情報アンテナ 第44号

令和4年度 消費者セミナー

講師 伊勢田 篤史氏

## 「デジタル遺品の探し方、しまい方、残し方」

発行元：NPO 法人 消費者サポートネット和歌山

毎年いろいろな分野の専門家をお呼びし、様々な視点から消費者問題の今を講演いただいている消費者サポートネット和歌山のセミナーを、年が明けた1月29日に開催しました。今年のテーマは「デジタル遺品の探し方、しまい方、残し方」で、講師は日本デジタル終活協会代表理事でもある伊勢田篤史先生をお迎えしました。

前の週には10年に1度と言われる寒波が襲来し、厳しい寒さが続いていましたが、デジタルの遺品という新しい分野でありながら相続という興味深いテーマということもあり、会場への来場者が35名、オンラインでの参加者が10名、合計45名と、多くの方にご参加いただくことができました。

伊勢田先生は弁護士、公認会計士として、日本デジタル終活協会で「相続で苦しめられる人をゼロに」をコンセプトに活動されています。デジタル遺品とは「パソコンやスマホ等デジタル機器に保存されたデータやインターネットサービスのアカウント等」(同協会)です。またデジタル遺品は大きく分けると2種類があり、一つはデジタル機器に保存されたデータ(オフラインのデータ)で、例えばスマホに登録している電話帳や写真のデータがこれに当たります。もう一つはネットサービスのアカウント等(オンラインのデジタル遺品)で、例えばサブスクリプションの会員アカウントやクラウドサービスなどの契約に関するものです。こういったデジタル遺品について最初に直面するトラブルは、パスワードのロック機能だそうです。何度も間違ったパスワードを入力すると初期化されてしまう端末もあり、そうなってしまうと専門業者に依頼することになります。しかし対応費用が高額で復旧期間も長期に渡るため、諦める遺族も多いそうです。これを防ぐには生前対策しかなく、パスワードを家族で共有しておくことが一番です。家族に明かしたくない場合としてスペアキー(名刺サイズの用紙)を準備しておくという方法が紹介されました。パスワード以外にもオンラインのデジタル遺品となるネットサービスのアカウントやパスワードの共有やエンディングノートの作成などのお話もありました。またいざという場合の対処方法も紹介されていましたが、やはり生前からの準備が大切だと強調されていました。オンラインのデジタル遺品については相続出来ないものもあります。SNSのアカウントは利用規約にも相続できないと書かれていることが多く、特に個人事業主や中小企業は代表者や担当者が亡くなるとアカウントが停止されることがあり、事前の確認が必要ということです。最後にデジタル遺品の隠し方として、見てほしいデータだけを伝え、後は破棄するよう依頼しておくこと、そしてそれを聞いてもらえるだけの人間関係の構築をしておくといった話も紹介されました。講演後には、ネット銀行の相続に関することと、暗号資産やポイントサービスの相続(ポイントは相続されません)の質問が出ました。

デジタルの遺品は新しい分野ではありますが、相続という不変なテーマということもあり、盛況のうちに講演会は終了となりました。



NPO 法人 消費者サポートネット和歌山

## 令和5年度 講演会

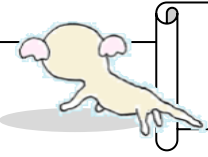
テーマ：「笑う門には金きたる」

日時：2023年5月27日(土) 14:00~15:30

場所：和歌山県勤労福祉会館フラザホール3階

講師：生活経済ジャーナリスト いちのせ かつみ氏





## SNS をきっかけとした情報商材トラブル 引き続き増加！

### 【情報商材とは】

副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット等で販売されているものを言います。情報それ自体に金額を設定して、PDF の電子媒体や冊子等で売買されています。

### 【トラブル事例】

「定型文を送信するだけで 100 万円稼げる」という SNS 広告を見て副業サイトにアクセスした。儲け方の情報商材を 10 万円で購入し、サポートを受けるための電話予約を取った。その電話で高額なサポートプランを勧められ、消費者金融で 50 万円を借りて銀行口座に振り込んだ。内容が理解できないので返金してほしい。

### 【解説・アドバイス】

- ・情報商材は契約前に中身を確認することはできません。購入したらあまり役に立たない情報だったという場合がほとんどです。安易に信用して事業者に連絡しないでください、
- ・情報商材の活用方法のサポートを受けるために電話をすると、さらに高額なコンサルティング契約を勧められる場合もあります。広告や説明と違うと思ったらきっぱり断りましょう。
- ・儲けが出ないのは消費者のやり方が悪いなどと言い、返金を求めても応じず連絡がとれなくなる場合もあります。簡単にもうかる、うまい話はありません。困ったことがあれば消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう。

### サポートネットのトピックス

## 通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽 SMS・メールに警戒を！！ —じつは危険なフィッシングかも—

通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する業者をかたるメールや SMS（ショートメッセージ）を送信し、パスワードや ID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を搾取するフィッシングに関するトラブルが多くなっています。

### 【事例】

通販サイトから「支払い方法に問題がある」との SMS が届いた。疑いもせず添付の URL をタップし、クレジットカード番号や住所を入力した。その後、合計約 4 万円の身に覚えのない決済があった。

### 【対策】

#### 偽 SMS・メールの内容(例)

- 「支払い方法に問題がある」
- 「不正利用が確認された」
- 「カードの不正な取引があった」
- 「支払いが滞っている」



#### トラブルに遭わないために

メールや SMS に記載された URL には

#### 安易にアクセスしない

フィッシングサイトにアクセスしてしまっても

#### 個人情報絶対に入力しない

クレジットカード情報などを入力してしまったら

#### すぐにカード会社などに連絡する

日頃から

ブックマークした正規の URL や正規のアプリからアクセスする